

令和4年12月

都留市議会定例会 市長説明



本日、令和4年12月都留市議会定例会を招集いたしましたところ、議員各位におかれましては、ご出席まことにご苦勞様でございます。

また、市政推進にあたりまして、日頃から多大なご協力とご尽力を賜り厚くお礼申し上げます。

本定例会に提出をいたしました案件について、その概要を申し上げるとともに、あわせて私の所信の一端を申し述べ、議員各位並びに市民の皆様のご理解とご協力を賜りたいと存じます。

はじめに、「新型コロナウイルス感染症」についてであります。

新型コロナウイルス感染症につきましては、現在、全国的にも、また県内及び本市においても新規感染者が増加しており、県は、感染の第8波に突入したとの認識を示したうえで、11月24日、県内市町村に対し、感染拡大防止の協力要請期間を令和5年3月31日まで延長し、引き続き感染拡大防止対策の徹底について協力要請があったところであります。

また、感染拡大が懸念される中、国はワクチン接種間隔を3か月に短縮し、オミクロン株対応2価ワクチン接種対象者の年内接種完了を目指しております。

一方、生後6か月から4歳以下の乳幼児接種が開始されたことに

より、ほぼ全市民が接種対象者となったところであります。

このような中、本市におけるワクチン接種の状況につきましては、10月中旬よりBA.5オミクロン株対応2価ワクチン接種を開始し、現在は、市内医療機関のご協力のもと、同ワクチンの接種率は人口ベースで18.3パーセントとなっております。

現時点での接種の実施期間は、令和5年3月31日までとなっておりますが、市民の皆様におかれましては、第8波による感染拡大、また、懸念されている季節性インフルエンザとの同時流行に備えるため、早期のワクチン接種をご検討いただくとともに、適切なマスクの着用、3密の回避、手洗い・手指の消毒の徹底、十分な換気など、基本的な感染予防対策の徹底を引き続きお願いいたします。

次に、「医師の働き方改革に伴う、都留市立病院の診療体制再編」についてであります。

「医師の働き方改革」とは、良質かつ適切な医療を効率的に提供する体制の確保を推進する観点から、医師の健康確保と長時間労働の改善を行うため、政府主導で進めている取り組みであり、その適用開始となる令和6年4月が迫ってきております。

現在、当院の常勤医師の勤務は、日中の勤務に加えて、夜間の救急診療対応や当直業務を行う必要があることから、勤務時間は

大変、不規則となっております。また、県内公立病院のほとんどが土曜日の外来診療を休診としている中、当院では開設以来、土曜日にも平日と同様の外来診療を行ってまいりました。

これらのことが医師の長時間労働を常態化させ、医師の休日確保が難しい状況へと繋がっており、常勤医師の多くは、国が定める時間外労働時間の上限基準である、年960時間を超えることが推計されております。

このままでは、今後の医師の確保にも影響を及ぼすことが懸念され、将来にわたって地域の医療提供体制を守っていくためには、医師が働きやすい労働環境を構築することが重要であると判断し、来年度から都留市立病院での土曜日外来診療を休診することといたしました。

これまで土曜日外来診療をご利用いただいていた市民の皆様には、ご不便をお掛けいたしますが、平日の診療体制の拡充を図ることで、医療サービスの低下とならないよう努めるとともに、健康診断等の予防医療の拡充について検討してまいりますので、ご理解とご協力をお願いいたします。

次に、「企業誘致」についてであります。

厚原牛石地区への企業誘致につきましては、庁内プロジェクト

チームを中心に、業務工程や必要経費等の事業計画を精査しているほか、事業実施に向けて、地権者などの皆様を対象とした説明会を今般、開催したところであります。

今後におきましては、本市に立地しようとする企業に対する支援措置を充実させることを目的として、関係条例等の整備を進めるとともに、土地改良事業にかかる財産処分に関し、県との協議を進める中で、引き続き、産業振興と農業振興の調和を図り、さまざまな課題を解決しながら、地域の特性を生かした高い付加価値を創出することができるよう、スピード感を持って企業誘致に向けた取り組みを進めてまいりたいと考えております。

次に、「商工振興」についてであります。

市内の経済循環や消費喚起を促進するため、市内の中小企業を対象として、12月16日の金曜日から翌年1月15日の日曜日までの1か月間、キャッシュレス決済による還元キャンペーンを実施いたします。

これにより、市内事業者の収益増加を支援するとともに、店舗等での会計時の接触機会の削減を図り、新型コロナウイルス感染症の感染防止対策もあわせて推進してまいります。

また、さらなる経済効果をもたらすため、本年度も「つるの元気

回復経済支援事業」を実施し、つるポイントカード店会が行う「わくわくポイント」の期間限定割増キャンペーンを支援することにより、市内での消費喚起を図ってまいります。

次に、「観光振興」についてであります。

本年10月30日に3年ぶりに開催いたしました「つる産業まつり2022」におきましては、新型コロナウイルス感染症の感染防止対策を講じる中で、約40の事業者・団体が、会場の谷村第一小学校グラウンドに出店したほか、お茶壺道中行列も実施する中、多くの方にご来場いただき、天候にも恵まれ「ふるさと時代祭り」同様、盛会裏に終えることができました。

今後は、新型コロナウイルス感染症の感染状況を注視しつつ、地域の特性を活かした「体験型観光」の開拓や、長期滞在する旅行スタイルの「滞在型観光」への転換など、本市の観光客の誘致事業を推進し、交流人口の増加による地域活性化を推進してまいります。

次に、「ふるさと納税」についてであります。

これまで、本市へのふるさと納税の際に多くの方々に選ばれてきたシャインマスカット、モモにつきましては、本年度当初より山梨県共通返礼品から除外され、本市では市外産のこれら商品の取り扱いができない状況となっているところであります。

こうした中、本市におきましては、これまで取り組んできた高収益作物導入事業により、市内での果物の収穫量は年々増加しており、徐々に全国の皆様に都留市産のシャインマスカットやモモを選んでいただくことができているところではありますが、現時点においては、まだ全体量の確保が困難なことから、当該果物の共通返礼品除外は、ふるさと納税寄附額全体に大きな影響を及ぼしております。

このような状況を踏まえ、現在、新たな返礼品の開発を行う事業者に対する補助制度を創設するなど、本市ならではの特色ある返礼品の充実に向けた事業者支援、市外に向けた市内産業のプロモーションなどを強力に進めているところであります。

これらの取り組みにより、既に複数の事業者からは新製品の開発に向けた相談が寄せられており、本市の重要な財源のひとつである「ふるさと納税寄附金」の維持、拡大のみならず、市内事業者による産業活性化への機運の高まりを実感しているところであります。

今後も市内事業者に対するきめ細やかな支援を継続し、ふるさと納税寄附額の向上を目指すとともに、市内産業の活性化に積極的に取り組んでまいります。

次に、「下水道事業経営戦略における基本理念と基本方針」についてであります。



下水道事業は、市民生活に直結する社会資本であり、将来にわたり安定的かつ継続的な事業経営が求められるとともに、近年、全国的に人口減少が進行する中で、これまでの拡張整備から維持管理の時代へシフトし、各施設の老朽化による更新期の到来や料金収入の減少も予測されております。

このような状況の中、本市におきましても、経営基盤の強化と財政マネジメントを向上させ、将来にわたり持続可能な下水道事業経営を実践していくため、今後発生する投資的経費の予測や料金収入、一般会計からの繰入金、企業債等の収入を予測した中長期的な「投資・財政計画」等を盛り込んだ新たな「下水道経営戦略」の策定に取り組んでいるところであります。

経営戦略の策定にあたりましては、柱となる基本理念として「公衆衛生の向上と公共用水域の水質保全を推進するための持続可能な下水道事業の経営を図り、美しい水を次世代につないでいくこと」を掲げ、この基本理念を実現するため「適正な使用料の設定」、「下水道接続率の向上」、「整備計画区域の縮小」の3点を基本方針といたしました。

これらの基本理念と基本方針のもと、本年度中に新たな「下水道事業経営戦略」を策定し、経営環境の変化に適切に対応し、一層の

経営基盤の強化を図るとともに、公衆衛生の向上と公共用水域の水質保全の推進に努めてまいります。

次に、「公立小中学校の適正規模・適正配置」についてであります。

小中学校の適正規模・適正配置につきましては、現在、令和5年4月の旭小学校と禾生第一小学校の統合に向けて、統合後に両校の児童が新たな環境にすんなりと馴染めるように、交流授業等を複数回実施しておりますが、回を重ねるごとに両校の児童が親しくなっていく様子が確認されるなど、順調な交流授業が行われております。

今後は、実際の登校時間に、児童が最寄りのバス乗車場所からスクールバスに乗って禾生第一小学校に体験登校する機会などを設けるなど、安全・安心な登下校のための対策も行うこととしております。

一方、旭小学校の閉校に向けての準備も進めており、令和5年3月21日に閉校記念式典を開催する予定で調整しているところであります。歴史ある小学校が閉校することは、非常に寂しいことではありますが、地域住民の皆様のご理解とご支援をお願いいたします。

次に、「学校給食調理業務及び配送業務の民間事業者への委託」についてであります。

本市の学校給食の調理業務は、これまで都留市小中学校給食会に委託し実施してまいりましたが、慢性的な調理員不足が続き、安定的な運営が難しくなっております。

このため、県内他市の多くが民間の事業者には調理業務を委託している状況を踏まえ、学校給食に関する知識と技術、豊富な人的資源を持つ民間の事業者には調理及び配送業務を委託することが、児童生徒に安全・安心、そしておいしい給食を安定して提供するための最善の方策であると結論付けました。

委託事業者の選定にあたっては、価格だけではなく、企画内容や提案内容、会社の信頼性なども選定基準とする公募型プロポーザル方式で行い、厳正な審査の結果、全国的に学校給食調理業務等を請け負い、県内でも実績のある民間事業者を最良の提案者と決定いたしました。

引き続き、安全・安心で、おいしい学校給食を、安定して提供するための準備を進めてまいりますので、市民の皆様のご理解をお願いいたします。

次に、「学びのみらいづくり事業」についてであります。

この事業は、子どもたちの好奇心を掻き立て、自律的な学びを加速させる、本市ならではの「探究型学習」を柱とした特色ある

教育プログラムの創出と提供を目的とし、本年度から、企業版ふるさと納税人材派遣型による民間企業からの人材派遣を受ける中、精力的に事業構築を進めているところであります。

本事業を進めるにあたっては、子どもたちの好奇心への柔軟な対応とあわせ、学びのプログラムにも幅を持たせるため、単なる行政主導ではなく、さまざまな知見を広く取り入れられる民間法人の設立を一つの目標として取り組んでまいりましたが、9月15日、事業の推進主体となる「一般社団法人 都留市まなびの未来づくり推進機構」が、市内教育関係者や市民有志の方々により設立されたところであります。

また、これまで東京大学の研究授業の一環として本市を領域に活動をしていた「東京大学フィールドスタディ」と連携し、12月4日に、第一弾事業として、法人と本市を加えた3者の共催による小学校低学年向けのプログラム提供を行うこととなりました。

今後、このような事業を皮切りとし、都留文科大学と連携したプログラム開発や、市民の皆様や指導者に向けた勉強会等が実施されることとなっており、いつでもまちなかに学びがあふれる「学びのみらい」の実現をめざし、来年度以降、本格的な事業展開をしてまいりたいと考えております。

次に、「地域コミュニティセンター業務の委託」についてであります。

本市では、平成30年に市内7つの郵便局との包括連携協定を締結し、安全・安心な暮らしの実現や地域コミュニティの活性化に関することなど、それぞれが持つ人的・物的資源を有効に活用し、市民サービスの向上と地域の活性化を図る取り組みを進めてまいりました。

そのような中で、東桂地域コミュニティセンターの建て替え事業に伴い、試行的に本年5月から東桂郵便局において、コミュニティセンターでの証明書発行等の支所業務の委託をいたしました。

委託開始から半年が経過し、収納業務及び証明発行業務につきましては、大きな問題もなく対応がされていることから、他の地域コミュニティセンターにつきましても、各郵便局とサービスの拡充等の協議を進めているところであります。

今後のスケジュールといたしましては、来年度より宝地域及び盛里地域コミュニティセンターの収納業務及び証明発行業務を郵便局に委託するべく準備を進めております。

また、郵便局委託後の地域コミュニティセンターにつきましては存続させるものとし、その機能につきましては、安全・安心な地域

づくりや地域の活性化のための拠点とするための施設のあり方とその運営について、庁内で検討・協議を進めております。

地域の皆様には、一部ご不便をお掛けすることもあるかと思いますが、なにとぞ、ご理解とご協力のほど、よろしくお願い申し上げます。

次に、「マイナンバーカードの取得」についてであります。

マイナンバーカードの取得につきましては、ふるさと時代祭りでの啓発や産業まつりでの臨時申請窓口の開設など、さまざまな機会を捉えて取得の推進を進めているところでありますが、国では、年度末までに、ほぼすべての方への交付を目指し、マイナポイントの申込みを行うためのカード申請期限を9月末から12月末に延長いたしました。

本市といたしましても、申請・交付を進めるため、市内に在住し、12月31日までにマイナンバーカードの申請並びに公金受取口座の登録をしていただいたすべての皆様に対して、登録された口座に現金5千円を給付するという、県内で唯一の本市独自の事業を実施しております。

現在、給付に向け準備を進めており、来年1月中旬から順次登録された口座に5千円の振込を行ってまいります。国で実施して

おります「マイナポイント制度」と合わせますと最大2万5千円分を受け取ることができますので、まだマイナンバーカードの申請を行っていない方は、ぜひ年内に申請をお願いいたします。

また、既にマイナンバーカードをお持ちの方で、健康保険証との紐づけや公金受取口座の登録がまだお済みでない方につきましても、この機会を逃さぬよう、ぜひ登録をお願いいたします。

次に、「『いーばしょ』づくり事業の取組状況」についてであります。

介護予防事業の一環として行っている『いーばしょ』づくり事業につきましては、現在、市内33か所の『いーばしょ』が、健康体操や踊り、工作など多種多様な活動を行っております。

このたび、厚生労働省の表彰制度である「健康寿命をのぼそう！アワード」において、「元気な都留市『いーばしょ』づくり事業」が高く評価され、自治体部門の「優良賞」を受賞いたしました。コロナ禍において、参加者のフレイル予防と感染予防を両立させた活動や、住民同士の活発な交流に、各『いーばしょ』が住民主体により精力的に取り組んでくださった結果であります。

また、今般、『いーばしょ』のロゴマークを決定し、さらなる事業の周知を図っておりますが、今後につきましても、市内50か所の

『いーばしょ』設置を目指すとともに、介護予防の推進を図るため既存団体への継続支援を行い、地域の高齢者の健康づくり・生きがいづくりに取り組んでまいります。

次に、「第1回つる湧水の里ランフェス」についてであります。

「第1回つる湧水の里ランフェス」が、11月20日に開催されました。令和元年度に開催された「第4回リニアと翔る都留ロードレース大会」以来3年ぶりの大会であり、また、新型コロナウイルス感染防止対策を講じる中で、規模を縮小した開催となりましたが、大会関係者の皆様の多大なるご尽力とご努力により、市内外から多くのランナーに参加いただき、大会を無事終えることが出来ました。

この場をお借りして、本大会にご協力いただきました関係者の皆様に対し、深く感謝申し上げます。

次に、「成人式」についてであります。

令和4年4月1日から民法の定める成年年齢が20歳から18歳に引き下げられたところではありますが、県内市町村のすべてが、当面の間、成人式は20歳を対象に行うものとしております。

このため、本市におきましても、名称を「二十歳（はたち）の成人式」とし、来年1月8日に開催するものいたします。



なお、新型コロナウイルス感染防止対策のため、会場への入場は成人者のみとし、式典の時間も短縮して行いますので、ご理解をお願いいたします。

次に、「自治基本条例」についてであります。

平成21年4月に施行されました「都留市自治基本条例」は、住民が自らの意思や取り組みによってまちづくりを進め、地域の課題への対応やまちづくりを、誰が、どのような役割を担い、どのような方法で行っていくのかを規定した「まちづくりの最高規範」ともいえる条例であり、制定にあたっては、多くの市民の方々に時間と労力をかけていただきました。

この条例の制定から10年以上が経過し、社会状況も変化してきたことから、条例第38条の規定に基づき、見直し等の検討を行うため、公募による市民の皆様と職員の合同によるワーキンググループを開催するとともに、広く市民の皆様の意見を募集するパブリックコメントを実施いたしましたところ、多くの意見が挙げられたことから、制定後、初めてとなる条例改正を行うこととし、本定例会において、改正案を上程いたしました。

今回の改正により、すべての市民がより一層一体感を持ち、子どもから高齢者までの誰もがまちづくりに参加し、互いに尊重し合え

るまちづくりを実現してまいります。

それでは、本定例会に提出いたしました案件の内容につきまして申し上げます。

今回、提出いたしました案件は、条例案6件、補正予算案2件、その他の案件5件であります。

はじめに、条例案について、ご説明申し上げます。

まず、「都留市個人情報の保護に関する法律施行条例制定の件」につきましては、「個人情報の保護に関する法律」の一部改正に伴い、個人情報の保護に関する法律の施行に関し必要な事項を定めるため、制定するものであります。

次に、「都留市職員の高齢者部分休業に関する条例制定の件」につきましては、「地方公務員法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備の件」、「都留市職員の退職手当に関する条例中改正の件」、及び「都留市職員の定年等に関する条例中改正の件」とともに、定年延長に関する地方公務員法の一部を改正する法律の施行に伴い、関係条例の制定及び廃止のほか、所要の改正を行うものであります。

次に、「都留市自治基本条例中改正の件」につきましては、都留市

自治基本条例第38条の規定に基づき、所要の改正を行うものであります。

続きまして、その他の案件について、ご説明申し上げます。

「大月都留広域事務組合同規約中変更の件」につきましては、令和5年4月1日より、市内のごみ収集運搬事務を本市へ移管するため、規約の変更にかかる協議が必要であり、この協議のため、地方自治法第290条の規定により、議会の議決を経るものであります。

次に、「指定管理者の指定の件（都留市デイサービスセンター）」につきましては、地方自治法第244条の2第6項の規定により、議会の議決を経るものであります。

次に、「指定管理者の指定の件（都留市健康ジム）」につきましては、地方自治法第244条の2第6項の規定により、議会の議決を経るものであります。

次に、「公益社団法人山梨県青果物経営安定基金協会に対する財産の出資の件」につきましては、公益社団法人山梨県青果物経営安定基金協会が行う業務に関し、当該法人に財産を出資することについて、地方自治法第96条第1項第6号の規定により、議会の議決を経るものであります。

次に、「市道の路線の認定の件」につきましては、道路法第8条

第2項の規定により、議会の議決を経るものであります。

続きまして、令和4年度補正予算案についてご説明申し上げます。

今回の補正予算につきましては、10月補正以降に生じた緊急性、必要性のある事業を計上し、編成いたしました。

まず、令和4年度一般会計補正予算案（第7号）について、ご説明申し上げます。

一般会計につきましては、歳入歳出予算とも3億5千295万円を追加し、予算総額を174億6千121万2千円とするものであります。

主な歳出の内容について、ご説明申し上げます。

2款総務費につきましては、県から譲り受ける「ぴゅあ富士」施設の改修設計費、ふるさと応援寄附金の増加に伴うお礼の品の調達等に要する経費などとして、2億1千85万4千円を追加するものであります。

3款民生費につきましては、長期入院患者の増加による医療需要の増加により、生活保護費のうち医療扶助費を増額する経費などとして、9千165万円を追加するものであります。

4款衛生費につきましては、病院事業会計への負担金の増額として、2千640万円を追加するものであります。

5 款農林水産業費につきましては、特定鳥獣適正管理事業において、当初の想定を超える捕獲実績が上がり、今後の捕獲に要する経費として、1 8 7 万 5 千円を追加するものであります。

9 款教育費につきましては、電気料金等の価格高騰対策にかかる経費として、2 千 2 1 7 万 1 千円を追加するものであります。

なお、事業を翌年度に繰り越すものにつきましては、繰越明許費の追加を行い、来年度以降にかけて事業を実施するものにつきましては、債務負担行為の追加を行うものであります。

次に、公営企業会計について、ご説明申し上げます。

令和 4 年度都留市病院事業会計補正予算案（第 2 号）につきましては、生化学自動分析装置及び全自動免疫染色装置の購入について、当初予算編成時には企業債を充当し購入する予定でありましたが、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金を財源とした一般会計からの補助金に財源更正するものであります。

以上、提出議案につきまして概略申し上げましたが、よろしくご審議の上、ご議決くださいますようお願い申し上げまして、説明を終わらせていただきます。